

文化審議会文化政策部会美術ワーキンググループ運営規則

(平成22年4月14日文化審議会文化政策部会美術ワーキンググループ決定)

「文化審議会文化政策部会ワーキンググループの設置について」(平成22年3月23日文化審議会文化政策部会決定)に基づき、文化審議会文化政策部会美術ワーキンググループ運営規則を次のように定める。

(総則)

第1条 文化審議会文化政策部会美術ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)の議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 ワーキンググループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 ワーキンググループの会議は、ワーキンググループ構成者の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(座長)

第3条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループ構成者の互選により選任する。

2 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、ワーキンググループ構成者のうちから、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第4条 ワーキンググループの議事は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキンググループが必要と認めるときは、この限りでない。

2 ワーキンググループの会議の公開の手続きその他ワーキンググループの会議の公開に関し必要な事項は、別に座長がワーキンググループに諮って定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるものほか、ワーキンググループの議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この規則は、ワーキンググループの決定の日(平成22年4月14日)から施行する。